

第2節 少量危険物の運用基準

第1 総則

1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例による。

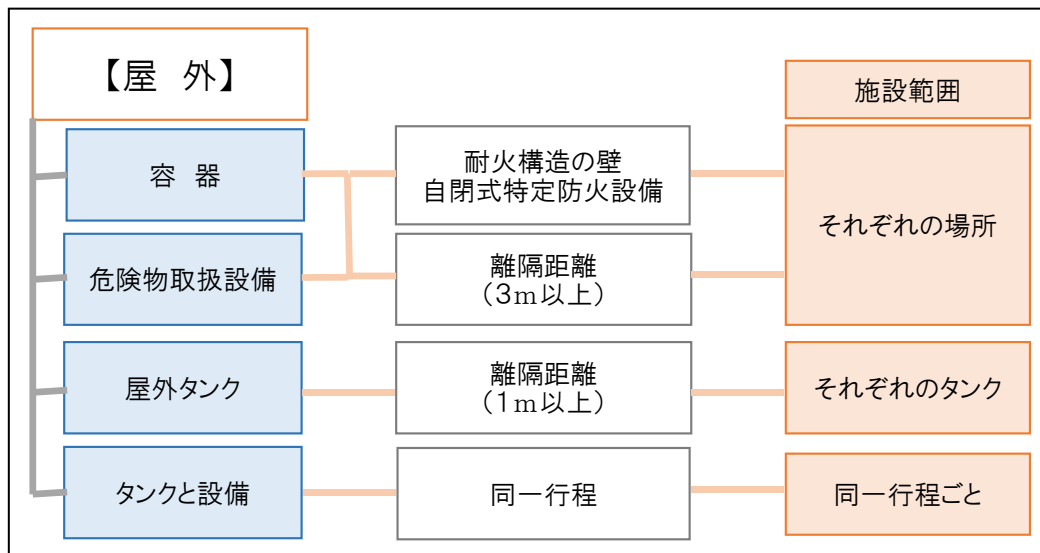
なお、指定数量の5分の1未満の危険物（以下「微量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

本章及び条例第4章において、「屋内」とは建築物内並びに側面、上面及び下面を覆われた場所（以下、本章において「室」という。）並びに「屋上」をいい、「屋外」とはそれ以外の場所をいうものである。

屋 内	○建築物内 ○側面、上面及び下面を覆われた場所（室） ○屋上
屋 外	○上記以外の場所

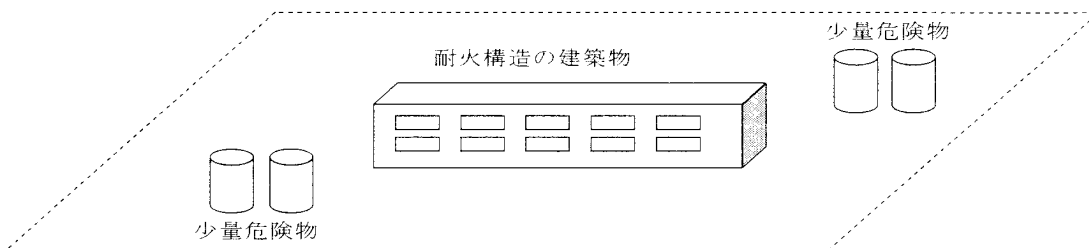
(1) 屋外の場合

屋外施設の範囲判定フロー



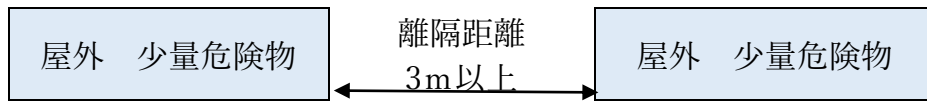
ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

施設相互間が耐火構造の壁若しくは随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）（隣接する2施設のいずれかの貯蔵取扱危険物が微量危険物である場合は不燃材の壁若しくは随時開けることができる自動閉鎖の防火設備（以下、本章において「自閉式防火設備」という。））により防火上有効に隔てられている場合（第1-1図参照）。



第1-1図 耐火構造の建築物により隔てられている例

または、3 m以上の離隔距離を有する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの場所ごととする。



なお、当該耐火構造の壁等の設置範囲は、次のとおりとする。

(ア) 水平方向については、3 mの離隔距離を確保できない範囲とする。

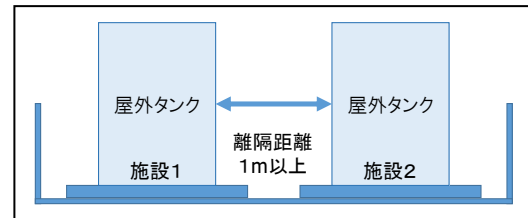
(イ) 高さ方向については、施設内の各危険物設備が燃焼したことを想定し、当該火炎最上部と他施設の最上部等を結ぶ線（3 mの離隔距離が確保できない範囲で、最も当該壁等が高くなるように設定）を最低高さとする。

なお、当該火炎高さは、当該危険物設備が燃焼した場合の燃焼範囲の面積を有する円の直径の1.5倍とする。

(ウ) (イ)により検討した結果、高さが2 m未満になった場合は、当該壁等の高さは2 mとする。

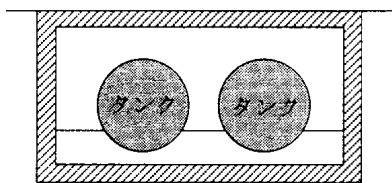
イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

(ア) 屋外タンク（タンクごとに1 m以上の離隔距離（側板間の最短距離）が確保できているものに限る。）はそれぞれのタンクを一の施設とする。

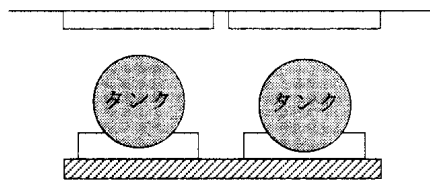


(イ) 地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の施設とする。

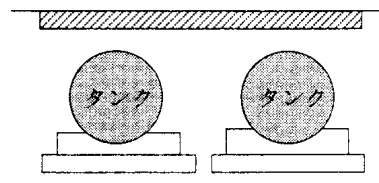
- a 同一のタンク室内に設置されている場合（第1-2図参照）
- b 同一の基礎上に設置されている場合（第1-3図参照）
- c 同一のふたで覆われている場合（第1-4図参照）



第1-2図



第1-3図

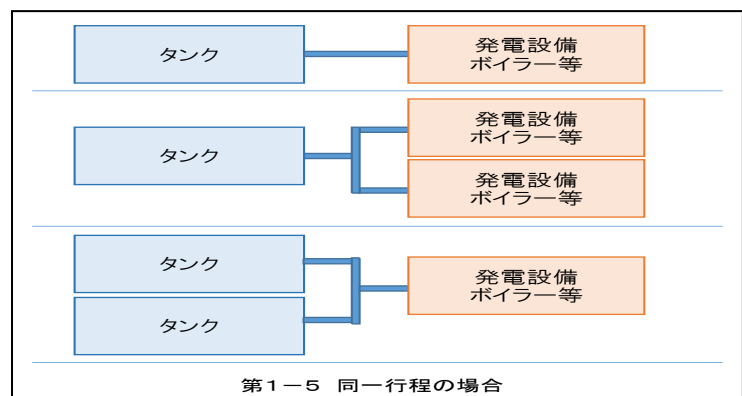


第1-4図

G. L.

ウ タンクと設備が同一工程の場合

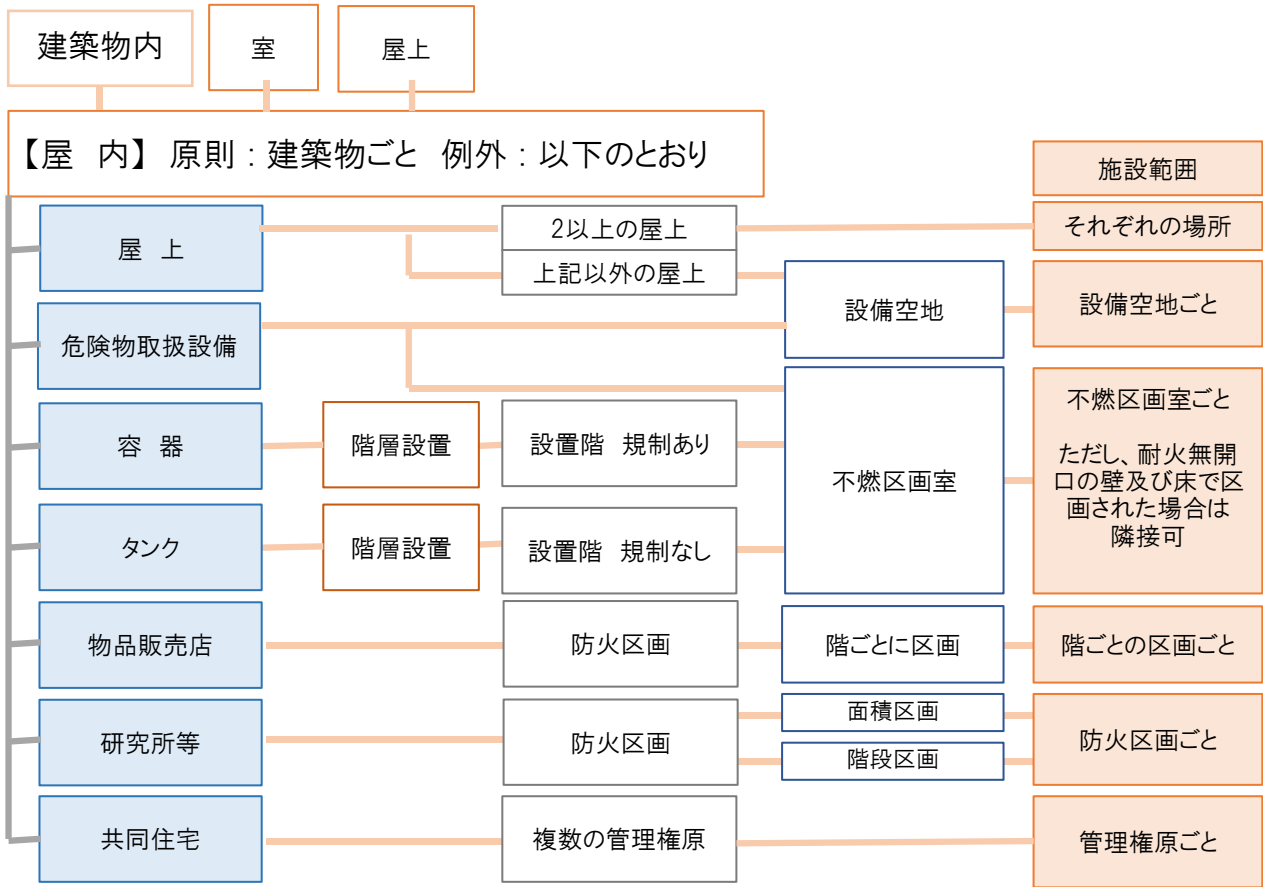
貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる。（第1-5図参照）。



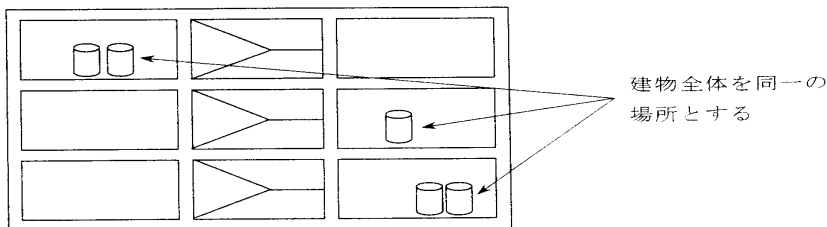
第1-5 同一行程の場合

(2) 屋内の場合

屋内施設の範囲判定フロー



建築物ごととする。(第1-6図参照)



第1-6図

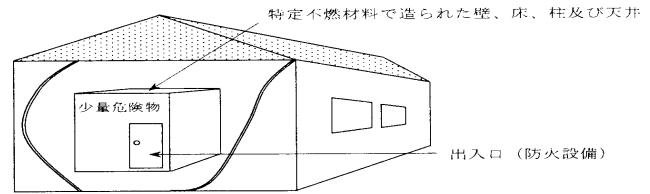
ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

ア 危険物取扱設備の場合は、次の(ア)又は(イ)による。

危険物取扱設備とは、次の設備をいう。

- 吹付塗装用設備 ○洗浄作業用設備 ○焼入れ作業用設備、
- 消費設備（ボイラー、バーナー、ディーゼル発電機） ○油圧装置 ○潤滑油循環装置
- 切削装置 ○熱媒体油循環装置 ○危険物を用いた蓄電池設備
- 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取扱う装置

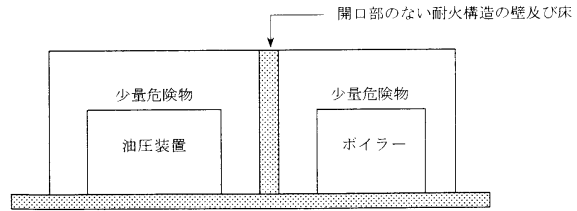
(ア) 危険物取扱設備が、出入口(防火設備)以外の開口部(換気ダクトを除く。)を有しない不燃材料で他の部分と区画されている場所(以下「不燃区画室」という。)(第1-7図参照)



第1-7図 不燃区画例

なお、不燃区画室の少量危険物貯蔵取扱所を連続(隣接)して設けることはできない。

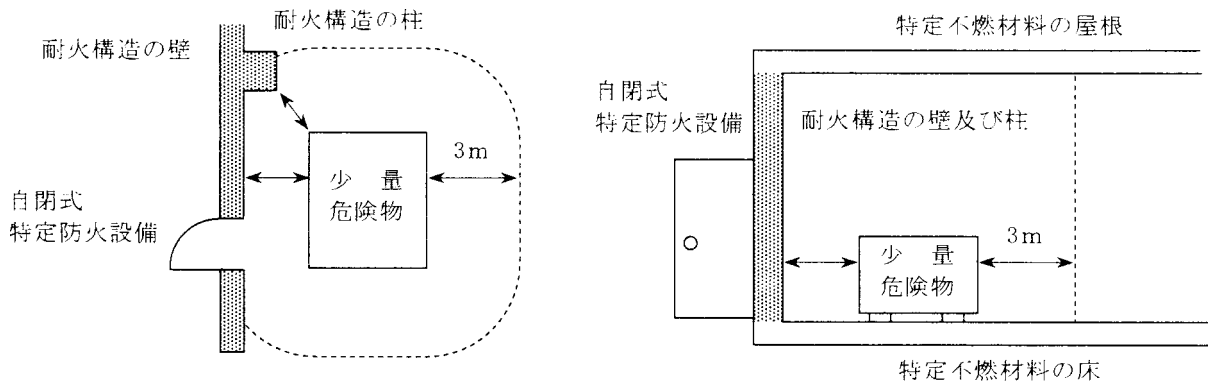
ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りではない。(第1-8図参照)



第1-8図 連続して設けられる例

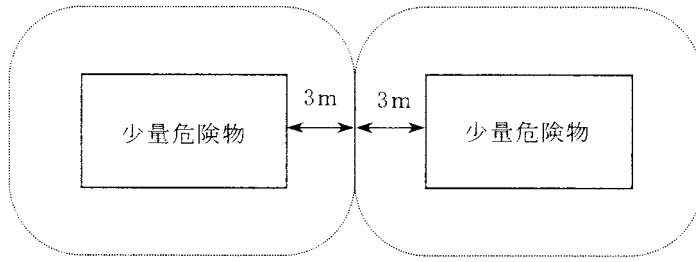
(イ) 危険物取扱設備(危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計(ポンプを除く。))等の附属設備を除く。)の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場所(以下「設備空地」という。)

- a 当該設備から3m未満となる建築物の壁(出入口以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。ただし、建築物の壁に随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備(以下「自閉式特定防火設備」という。)が設けられているものについては、この限りでない。(第1-9図参照)



第1-9図

- b 空地は、上階がある場合にあっては上階の床又は天井(天井がない場合は小屋裏)までをいう。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。
- c 設備空地における空地の範囲をペイント、テープ等により明示する。
- d 複数の少量危険物貯蔵取扱所等を設備空地で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない。(第1-10図参照)



第1-10図

イ 屋内貯蔵又は取扱いの用に供する部分以外の部分を有する建築物の1階又は2階に、容器により貯蔵し、又は取り扱う場合は、不燃区画室による。

3階			
2階	少量危険物A 容器		
1階		少量危険物B 容器	

ウ 屋内貯蔵又は取扱いの用に供する部分以外の部分を有する建築物において、タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合は、不燃区画室による。

3階			少量危険物A タンク
2階	少量危険物B タンク		
1階		少量危険物C タンク	

エ 物品販売店等で危険物の商品が陳列販売されている場合
階ごとに防火上有効に区画された場所とする。

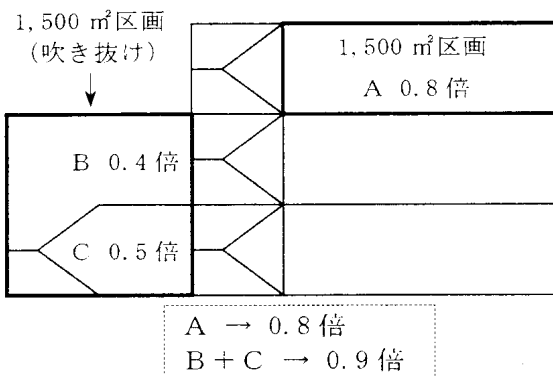
オ 研究所、実験室その他これらに類する施設の場合

(ア) 不燃区画室による場所

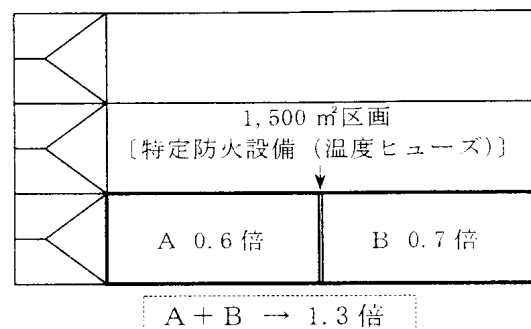
(イ) 階ごとに防火上有効に区画された場所

a 建基令第112条第1項の防火区画がされた場所 (第1-11図参照)

【例1】認められる場合

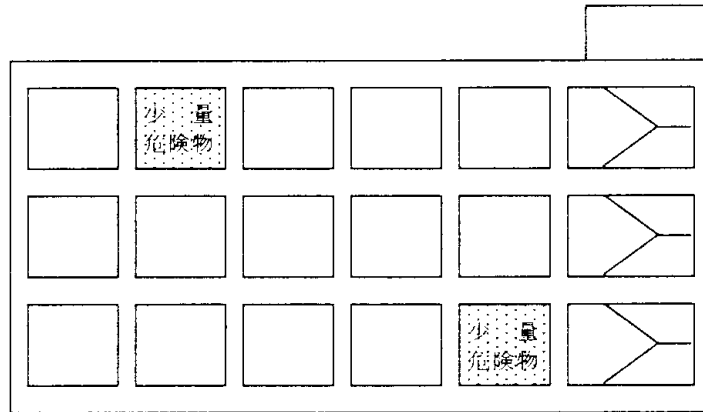


【例2】認められない場合



第1-11図

- b 建基令第112条第9項の防火区画がされた場所
- カ 共同住宅等において貯蔵し、又は取り扱う場合（階層住宅等の燃料供給施設を含む。）
管理権原者の異なる場所ごととする（第1-12図参照）。

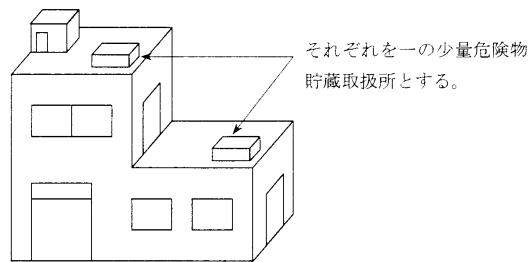


第1-12図

(3) 屋上の場合

次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととする。

- ア 同一建物に屋上が2以上ある場合（第1-13図参照）

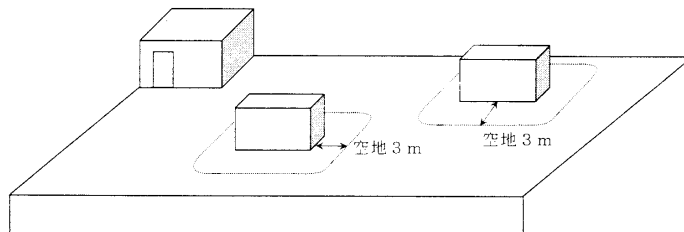


第1-13図

- イ 設備空地による場合（危険物取扱設備は、ボイラー又は発電設備等の消費設備に限る。）
（第1-14図参照）

この場合において、設備空地における空地の範囲をペイント、テープ等により明示する。

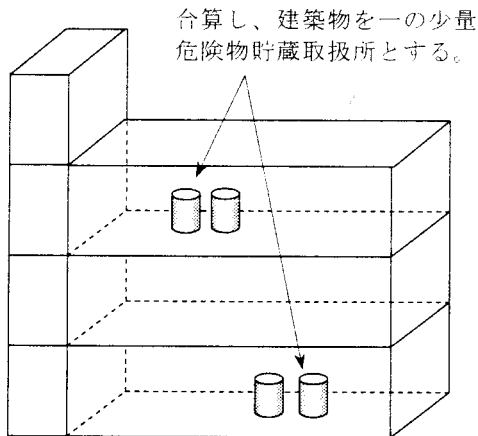
また、複数の少量危険物貯蔵取扱所を設備空地で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない。



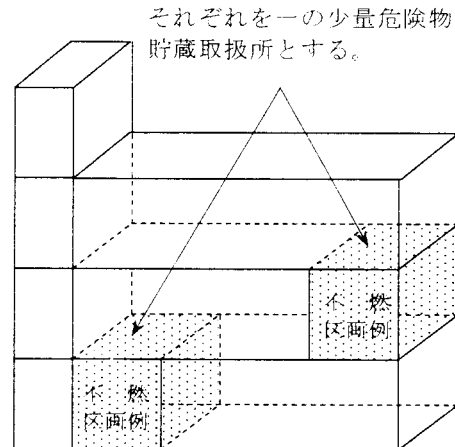
第1-14図

(4) 特殊な場所の場合

- ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合は、建築物ごととする。
ただし、不燃区画室による場合は、この限りではない。(第1-16図参照)

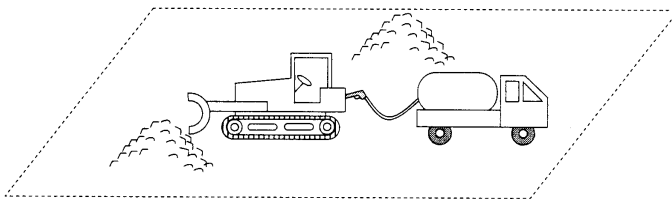


第1-15図



第1-16図 不燃区画例による場合

- イ 建設現場等において土木建設重機等に給油する場合は、土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする。(第1-17図参照)



第1-17図

- ウ シールド工事で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、立杭及び掘削機により掘削する場所ごととする。

ただし、複数のトンネルを複数のシールドマシンを用いて工事する場合であっても、立杭を共有し、かつ、到達点が同一であるものは当該場所ごととする。

なお、掘削機等で貯蔵し、又は取り扱う危険物は、引火点100℃以上のものを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合に限る。

2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例による。

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 「油圧装置、潤滑油循環装置、熱媒体油循環装置」については、第3章第4節第3一般取扱所4エ「油圧、循環の一般取扱所」の例によること。

イ 消費設備（ボイラー、バーナー、ディーゼル発電機）については、第3章第4節第3一般取扱所4イ「消費の一般取扱所」の例によること。

ウ 「洗浄作業用設備、切削装置」については、第3章第4節第3一般取扱所4オ「洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所」の例によること。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合

例示：ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油又は容器等への注油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

(4) 算定から除外できる場合

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建設現場等における土木建設重機等（指定数量未満の危険物を保有するものに限る。）の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、一日の給油量で算定することができる。

第2 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの遵守事項（条例第30条）

第30条は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの全てに共通する基準を規定したものである。

（みだりな火気使用）

条例第30条第1号

1 みだりな火気使用

「みだりに火気を使用しない」とは、火気を使用するときは、安全な場所を指定して安全な方法でこれを使用すべきであることをいう。すなわち、危険物の性質及び作業工程を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用するべきである。

（整理清掃等）

条例第30条第2号

1 整理清掃等

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、特にその危険性を考慮して、常に整理及び清掃を行い、必要最小限のものがあるべき位置に置き、管理が行き届いている状態で作業することを要求するものである。

2 不必要な物件

「不必要な物件」とは、作業工程において、必要でない物件をいうものであり可燃物に限るものではない。

（漏れ、あふれ、飛散防止措置）

条例第30条第3号

1 必要な措置

「必要な措置」とは、貯蔵、取扱い形態に応じた密栓、ふた、受皿、バルブ等の設置及びこれらの管理等をいう。

（危険物の容器）

条例第30条第4号

1 危険物の容器**（1）容器**

「容器」は、固体の危険物にあつては危省令別表第3及び第3の3、液体の危険物にあつては危省令別表第3の2及び第3の4において適応する運搬容器の材質又はこれと同等以上の耐熱、耐薬品性及び強度を有する材質のものとする。

（2）表示

文字の大きさ、色等は任意とするものであるが、容器の大きさ、色等を考慮し、容易に識別できるものとする。

（3）運搬容器

危険物の運搬に用いる容器は、法第16条の適用を受けるものであること。

(容器の転倒防止措置)

条例第30条第6号

1 地震動等による容器の転倒防止措置

地震動等による容器の転倒防止措置は、次による。

- (1) 高さが低く、据付面積が大きい戸棚等容易に転倒しないと認められるものは、固定しないことができるものとする。
- (2) 容器の転倒、転落、破損を防止する有効な柵、滑り止め等については、次による。

ア 柵

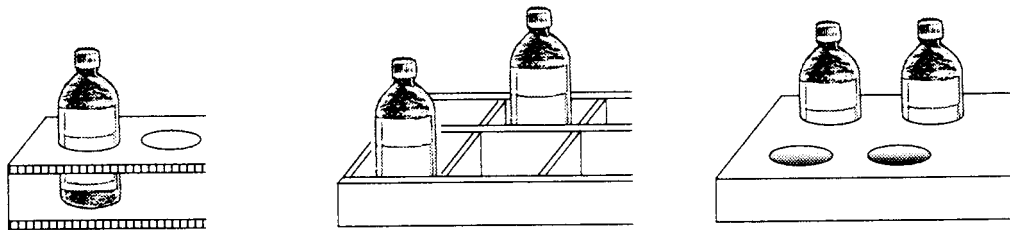
(ア) 容器の転倒、転落を防止する有効な柵については、ビニルコード、カーテンワイヤー等のたるみを生じる材料を避け、金属、木等の板又は棒状のものを使用する。

(イ) 柵等の高さは、容器の滑動等を考慮し、かつ、収納する容器等の大きさに合わせる。

イ 滑り止め

容器の滑り止めについては、次の例によるほか、柵等に固定する。

(ア) 容器一本ごとにセパレート型とする。(第2-1図参照)



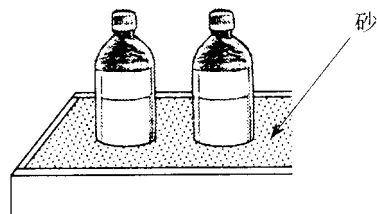
第2-1図

(イ) 容器の大きさに応じ、台にくぼみ等を設ける(第2-2図参照)。



第2-2図

(ウ) 容器を砂箱内に収納する(第2-3図参照)。



第2-3図

第3 少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準（条例第31条の2）

少量危険物の貯蔵又は取扱いのすべてに共通する技術上の基準を規定したものである。

（遮光、換気）

条例第31条の2第1項第3号

1 危険物の性質に応じた遮光、換気

- （1）「危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行う」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないように、適正温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。
- （2）「遮光」とは、直射日光に限らず光をあてない措置を講じることをいう。
- （3）「換気」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。

（温度計の監視）

条例第31条の2第1項第4号

1 温度計、湿度計、圧力計等の監視

- （1）「その他の計器」には、液面計、流速計、流量計、導電率計、回転計及び電流計等が含まれる。
- （2）計器類の監視は次による。
 - ア 計器類の監視は、危険物の貯蔵取扱形態の実態に応じた方法で行うこと。
 - イ 計器類が多数設置される施設にあっては、集中して監視できる方法で行うこと。

（危険場所での措置）

条例第31条の2第1項第7号

1 可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場合等の措置

- （1）「可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、実態により判断されるものとする。
- （2）「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等可燃性のものをいう。
- （3）「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性の粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発する恐れがあるものをいう。
- （4）「完全に接続し」とは、接続器具、ネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に確実に接続し、接続点に張力が加わらない状態をいう。
- （5）「火花を発生する機械器具、工具、履物等」には、次に示すものがある。
 - ア 機械器具
 - （ア）グラインダー等衝撃により火花を発生するもの
 - （イ）電熱器、暖房機器等高温部を有するもの

（局部的加熱の防止）

条例第31条の2第1項第10号

1 危険物の局部的加熱の防止

「温度が局部的に上昇しない方法」には、次の方法がある。

- （1）直火を使用しない方法
- （2）熱源と被加熱物とを相対的に動かしている方法
- （3）被加熱物の温度分布に偏りを生じさせない方法

(防火上安全な場所)

条例第31条の2第1項第11号

1 防火上安全な場所

「防火上安全な場所」は、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量、性状、貯蔵取扱場所の規模、火気使用箇所からの距離、周囲の状況等の実態によるものとする。

(塗装作業)

条例第31条の2第1項第12号

1 塗装作業を行う場合の防火上安全な場所

吹付塗装作業を行う場合の「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」については、次のいずれかの場所とする。

- (1) 屋外であって、火源等から安全と認められる距離を有している場所
- (2) 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち2方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所
- (3) 屋内の区画された場所であって、次の条件を満たすもの
 - ア 隔壁は、不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。
 - イ 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。
 - ウ 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。
- (4) 屋内において、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

(焼入れ作業)

条例第31条の2第1項第13号

1 焼入れ作業の方法

焼入れ作業を行う場合の「危険物が危険な温度に達しないよう」には、次の方法がある。

- (1) 焼入油の容量を十分にとる方法
- (2) 循環冷却装置を用いる方法
- (3) 攪拌装置を用いる方法
- (4) 冷却コイルを用いる方法
- (5) その他、上記と同等以上の効果があると認められる方法

(逆火防止及び危険物の流出防止)

条例第31条の2第1項第15号

1 バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止方法

バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止については、次の方法がある。

- (1) バーナーの逆火防止方法
 - ア プレパージ
バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法
 - イ ポストパージ
バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去する方法
- (2) 危険物の流出を防止する方法
 - ア 燃料をポンプにて供給している場合など戻り管を設置する方法
 - イ フレームアイ、フレームロッド、火炎監視装置等により、バーナーの不着火時における燃料供

給を停止する方法

(容器詰替え等)

条例第31条の2第1項第16号

1 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準

(1) 危険物を内装容器等に収納し、又は詰め替える場合は、次による。

ア 収納し、又は詰め替える容器は、容積又は重量にかかわらず当該基準が適用される。

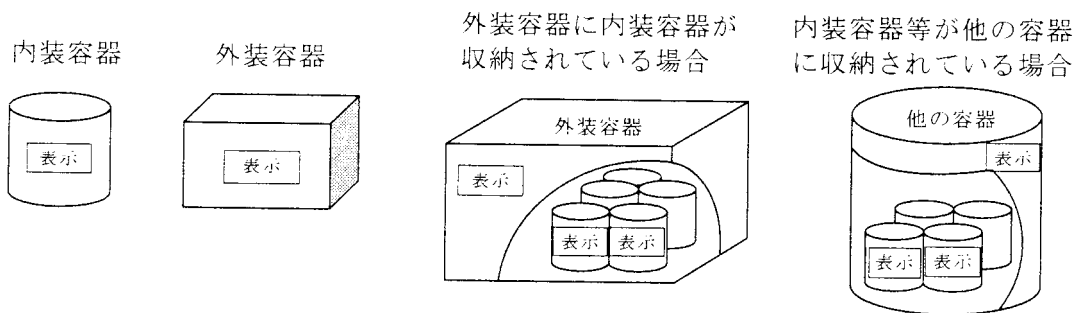
イ 「これと同等以上であると認められる容器」には、次のものがある。

(ア) 告示第68条の2の2に掲げる容器

(イ) 告示第68条の3の3に定める容器

(2) 内装容器等の表示については、次による。

ア 表示を要する内装容器等 (第3-1図参照)



第3-1図 表示の例

イ 内装容器等の表示方法

第3-1表

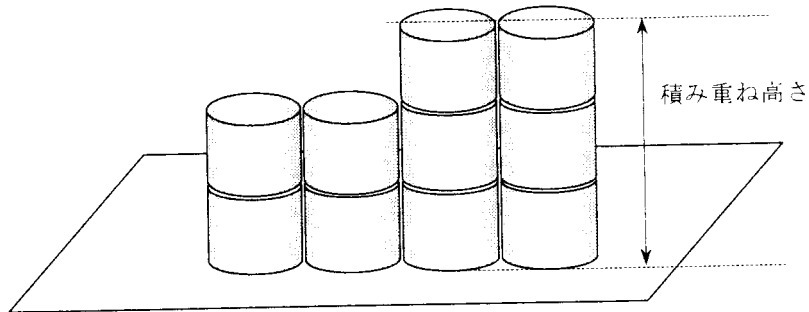
条文	収納し、又は詰め替える危険物及び内装容器等の最大容積	品名 危険等級 化学名 水溶性	危険物の数量	注意事項
危省令第39条の3第2項	・危省令別表3、3の2、3の3及び3の4による	要	要	要
危省令第39条の3第3項	・第一、二、四類（危険等級Iの危険物を除く。）の危険物 ・最大容積500ml以下	通称名	要	同一の意味を有する他の表示
危省令第39条の3第4項	・第四類の化粧品（エアゾールを除く。） ・最大容積150ml以下	不要	要	不要
	・第四類の化粧品（エアゾールを除く。） ・最大容積150mlを超え300ml以下	不要	要	同一の意味を有する他の表示
危省令第39条の3第5項	・第四類のエアゾール ・最大容積300ml以下	不要	要	同一の意味を有する他の表示
危省令第39条の3第6項	・第四類の危険物のうち動植物油類 ・最大容積2.2ℓ以下	通称名	要	同一の意味を有する他の表示

(容器の積み重ね高さ)

条例第31条の2第1項第17号

1 容器の積み重ね高さ

危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さは、地盤面又は床面から容器の上端までの高さをいう（第3-2図参照）。



第3-2図

第4 少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（条例第31条の2）

（標識、掲示板）

条例第31条の2第2項第1号

1 標識、掲示板

標識、掲示板は、施設における危険物の所在を周知させることにより、防災上の注意を喚起し、また、設置することにより消火活動における効果を期待するものである。

「標識、掲示板」については、第3章第2節製造所に係る技術上の基準「（標識、掲示板）」の例によること。

（機械器具その他の設備）

条例第31条の2第2項第2号

1 機械器具その他の設備

「機械器具その他の設備」については、第3章第2節製造所に係る技術上の基準「（機械器具その他の設備）」の例によること。

（温度測定装置）

条例第31条の2第2項第3号

1 温度測定装置

温度測定装置は、危険物の温度変化を常に正確に把握し、温度変化に応じた適切な措置を講じるために設置するものである。

「温度測定装置」については、第3章第2節製造所に係る技術上の基準「（温度測定装置）」の例によること。

（加熱・乾燥設備）

条例第31条の2第2項第4号

1 危険物を加熱乾燥する設備

直火を用いる加熱乾燥設備は、一般的に温度調整が困難であり、また、直火そのものが引火、発火等の原因となるおそれがあるため、加熱乾燥設備が安全な場所に設置される場合、又は火災を防止するための付帯設備が設けられている場合を除き、直火の使用を制限するものである。

「危険物を加熱乾燥する設備」については、第3章第2節製造所に係る技術上の基準「（加熱・乾燥設備）」の例によること。

（圧力計・安全装置）

条例第31条の2第2項第5号

1 圧力計及び安全装置

圧力の上昇による危険物の噴出、設備の爆発等を防止するために、圧力計等を設置するものである。

「圧力計・安全装置」については、第3章第2節製造所に係る技術上の基準「（圧力安全装置）」の例によること。

（電気設備）

条例第31条の2第2項第7号

1 電気設備

可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が漏れ、又は滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、これが火源とならないようにするための規定である。

「電気設備」については、第3章第2節製造所に係る技術上の基準「（電気設備）」の例によること。

(静電気除去措置)

条例第31条の2第2項第8号

1 静電気を有効に除去する措置

危険物の流動摩擦等による静電気の蓄積から、火花放電を起し、可燃性蒸気等に引火するおそれがあるため、静電気除去装置を設ける規定である。

「静電気を有効に除去する措置」については、第3章第2節製造所に係る技術上の基準「(静電気除去装置)」の例によること。

(配管)

条例第31条の2第2項第9号

1 危険物を取り扱う配管

危険物を取り扱う配管は、危険物に係る設備、装置などを相互に連結しており、安全確保の面からも重要なものであるため、その材質、強度、設置方法、防食等についての規定である。

「危険物を取り扱う配管」については、第3章第2節製造所に係る技術上の基準「(配管)」の例によること。

第5 屋外の少量危険物貯蔵取扱所の基準（条例第31条の3）

（貯蔵、取扱い場所の明示）

条例第31条の3第2項第1号、第2号、第3号

1 貯蔵、取扱い場所の明示

「貯蔵、取扱い場所の明示」については、第3章第3節第7屋外貯蔵所に係る技術上の基準「（区画）」の例によること。

（周囲の空地）

条例第31条の3第2項第1号

1 周囲の空地

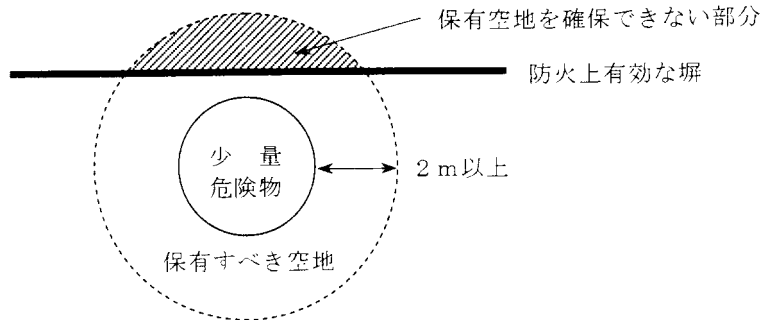
周囲の空地は、一定の空地の保有により、火災時における延焼防止を図るものである。

「周囲の空地」については、第3章第3節第7屋外貯蔵所に係る技術上の基準「（保有空地）」の例によること。

2 防火上有効な塀

防火上有効な塀は、次による。

- (1) 材質は、条例第3条第1項第1号に掲げる不燃材料とする。
- (2) 高さは、1.5 m以上とする。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5 mを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。
- (3) 幅は、空地を保有することができない部分を遮蔽できる範囲以上とする。
- (4) 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。（第4-13図参照）。

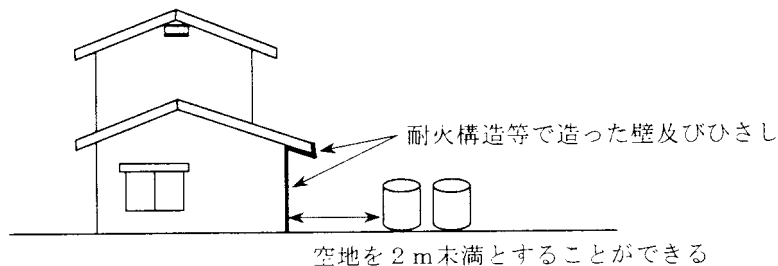


第4-13図

3 ただし書に規定する壁

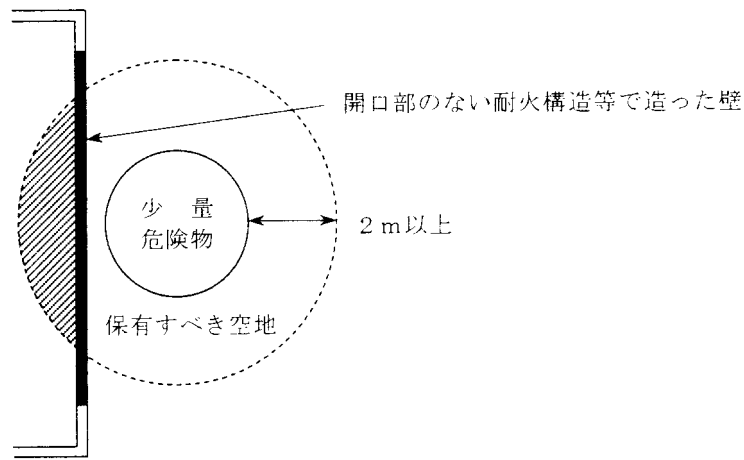
「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は、次による。

- (1) 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さとする。



第4-14図

- (2) 幅は、空地进行を保有することができない部分を遮蔽できる範囲以上とする。
(第4-14図参照)。



第4-15図

(液状の危険物を取り扱う設備)

条例第31条の3第2項第2号

1 液状の危険物を取り扱う設備

屋外において、危険物取扱設備から液体の危険物が漏れた場合は、広範囲に流出拡散する可能性が高いため、これを防止するための措置方法について、規定したものである。

「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」については、第3章第3節第7屋外貯蔵所に係る技術上の基準「(設置場所)2及び3」の例によること。

2 危険物が浸透しない材料

「危険物が浸透しない材料」には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。

(架台)

条例第31条の3第2項第3号

1 架台

「架台」については、第3章第3節第7屋外貯蔵所に係る技術上の基準「(架台)」の例によること。

第6 屋内の少量危険物貯蔵取扱所の基準（条例第31条の3の2）

（構造）

条例第31条の3の2第1号

1 構造

「構造」については、第3章第3節第1屋内貯蔵所に係る技術上の基準「（建築物）」の例によること。

（危険物の浸透防止、傾斜、ためます）

条例第31条の3の2第3号

1 危険物の浸透防止、傾斜、ためます

「危険物の浸透防止、傾斜、ためます」については、第3章第3節第1屋内貯蔵所に係る技術上の基準「（床、傾斜、貯留設備）」の例によること。

（架台）

条例第31条の3の2第4号

1 架台

「架台」については、第3章第3節第1屋内貯蔵所に係る技術上の基準「（架台）」の例によること。

（採光、照明及び換気の設備）

条例第31条の3の2第5号

1 採光、照明及び換気の設備

「採光、照明及び換気の設備」については、第3章第3節第1屋内貯蔵所に係る技術上の基準「（照明・換気）」の例によること。

（可燃性蒸気排出設備）

条例第31条の3の2第6号

1 可燃性蒸気排出設備

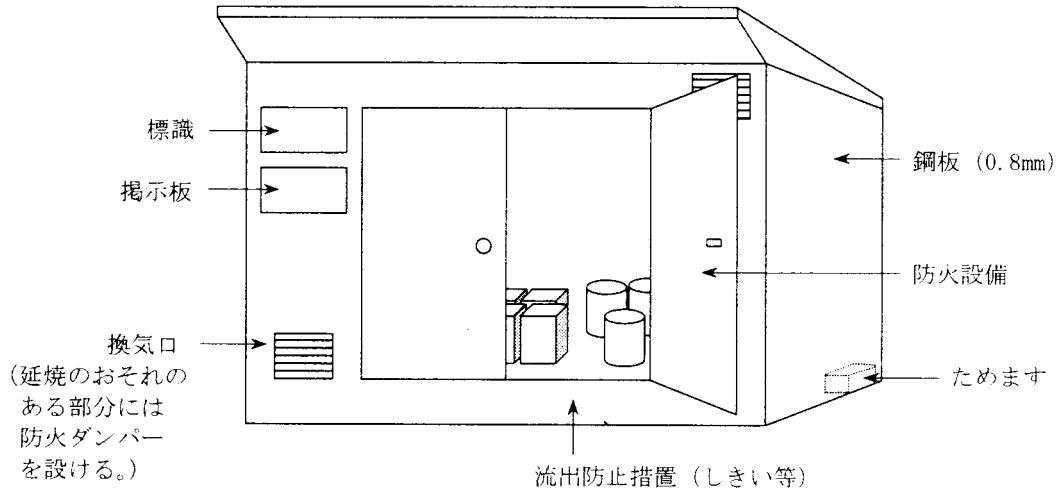
「可燃性蒸気排出設備」については、別記11「可燃性蒸気又は微粉の換気・排出設備」によるほか次によること。

「屋外の高所」とは、地上2m以上の高さをいう。

(スチール製の貯蔵庫)

1 スチール製の貯蔵庫

スチール製の貯蔵庫により容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例第31条の3の2の基準に適合していること。なお、スチール製の貯蔵庫としては、第4-26図の例がある。



第4-26図

第7 タンク (条例第31条の4)

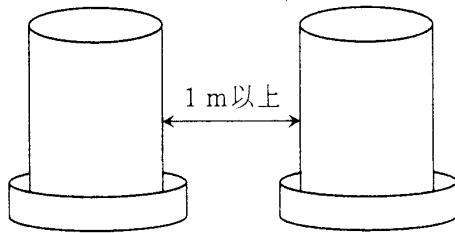
(タンクの位置)

条例第31条の4第2項

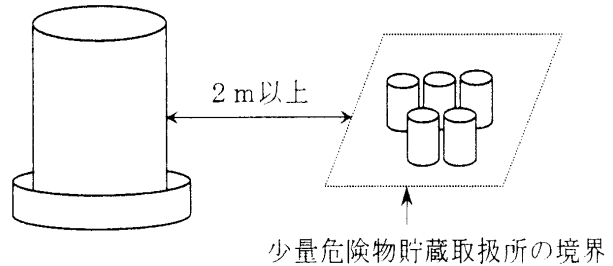
1 タンクの位置

(1) 屋外タンク

2以上の屋外タンクを隣接して設置する場合は、屋外タンク相互間の距離を1 m以上とする。
 屋外タンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合は、屋外タンクと当該貯蔵取扱所との距離を2 m以上とする。(第4-28図参照)



第4-27図



第4-28図

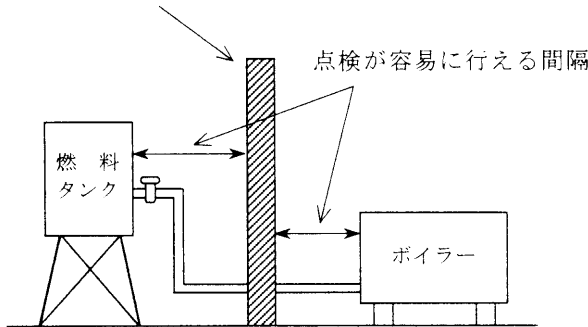
(2) 屋内タンク

タンクは、壁又は工作物等から次の距離を確保すること。

ア タンクと壁又は工作物等（ボイラー等を除く。）との間に点検等を行う場合の必要な空間（おおむね30 cm）を確保すること。

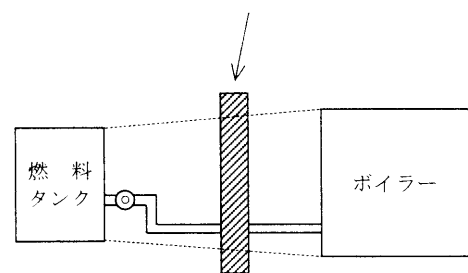
イ ボイラー等を併設する場合は、前アによるほか、タンクとボイラー等のたき口との水平距離を2 m以上確保すること、又はタンクとボイラー等のたき口との間に、タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮蔽を設けること。なお、この場合、遮蔽とタンク及びボイラー等との間に点検が容易に行える間隔を保つこと。(第4-29図参照)。

防火上有効な遮へい
 (高さはタンク頂以上とする)



立面図

防火上有効な遮へい
 (燃料タンクの油温が引火点以上にならないよう遮へいすること)



平面図

第4-29図

2 タンクの材質等

「タンクの材質等」については、第3章第3節第2 屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(タンクの材質等)」の例によるほか、「同等以上の機械的性質を有する材料」は、次表の数値以上の厚さを有する金属板とする。

材質名	JIS 記号	引張り 強さ (N/ mm ²)	容 量						
			40 ℓ 以下	40 ℓ を超え 100 ℓ 以下	100 ℓ を超え 250 ℓ 以下	250 ℓ を超え 500 ℓ 以下	500 ℓ を超え 1000 ℓ 以下	1000 ℓ を超え 2000 ℓ 以下	2000 ℓ を超え るもの
一般圧延板	SS-400	400	1.0	1.2	1.6	2.0	2.3	2.6	3.2
ステンレス鋼 板	SUS304	520	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5
	SUS316								
アルミニウム 合金板	A5052 P-H34	235	1.7	2.1	2.8	3.4	4.0	4.5	5.5
	A5053 P-H32	315	1.3	1.6	2.1	2.6	3.0	3.3	4.1
アルミニウム 板	A1080 P-H24	85	4.7	5.7	7.6	9.5	10.9	12.3	15.1

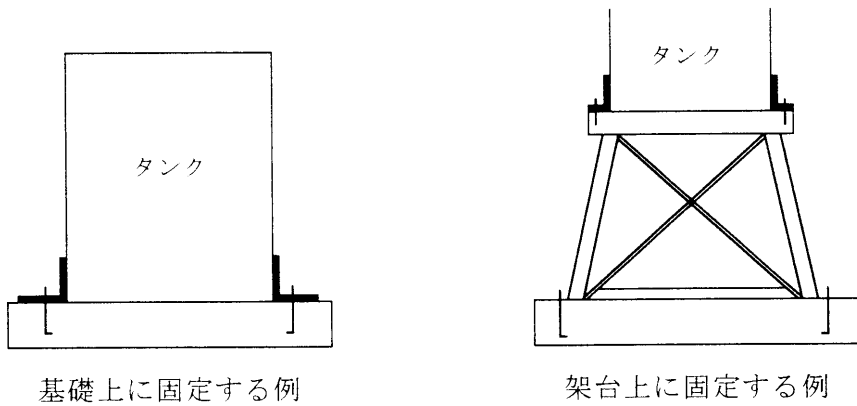
(タンクの固定)

条例第31条の4第2項第2号

1 タンクの固定

「地震動等により容易に転倒又は落下しない」は次による。

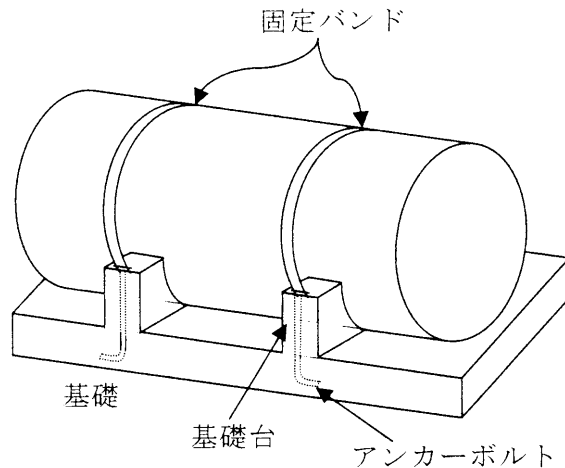
- (1) 基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものとする。
ただし、べた基礎（平面形状がはり形基礎、独立基礎でない基礎）の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。
- (2) 架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分に支えることができ、かつ、地震動時の振動に十分耐えることができる構造とする。
- (3) 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3 m以下とする。
- (4) タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合は、次の例による。
ア タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等固定する。
アンカーボルトは、引抜き力、せん断力を考慮し選定する。



第4-30図

イ タンクを直接基礎の固定することなく、締付バンド及びアンカーボルト等により間接的に固定する。

この場合において、バンド及びアンカーボルト等には、さび止め塗装がされていること。
(第4-31図参照)



第4-31図

(さびどめ塗装)

条例第31条の4第2項第3号

1 さびどめ塗装

「さびどめ塗装」については、第3章第3節第2屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(防食)」の例によること。

(安全装置)

条例第31条の4第2項第4号

1 安全装置

「安全装置」については、第3章第3節第2屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(通気管・安全装置)」の例によること。

(通気管)

条例第31条の4第2項第5号

1 通気管

「通気管」については、第3章第3節第2屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(通気管・安全装置)」の例によること。

(危険物の量を自動的に表示する装置)

条例第31条の4第2項第6号

1 危険物の量を自動的に表示する装置

「危険物の量を自動的に表示する装置」については、第3章第3節第2屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(液面計)」の例によること。

(注入口及び弁)

条例第31条の4第2項第7号

1 注入口

「注入口」については、第3章第3節第2屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(注入口)」の例によること。

2 弁

「弁」については、第3章第3節第2屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(バルブ)」の例によること。

(緩衝措置)

条例第31条の4第2項第9号

1 緩衝措置

「地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないよう設置」については、第3章第3節第2屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(浮き屋根)3」の例によること。

(流出防止措置)

条例第31条の4第2項第10号

1 流出防止措置**(1) 液体の危険物**

「液体の危険物」には、第四類以外の液体の危険物も含まれる。

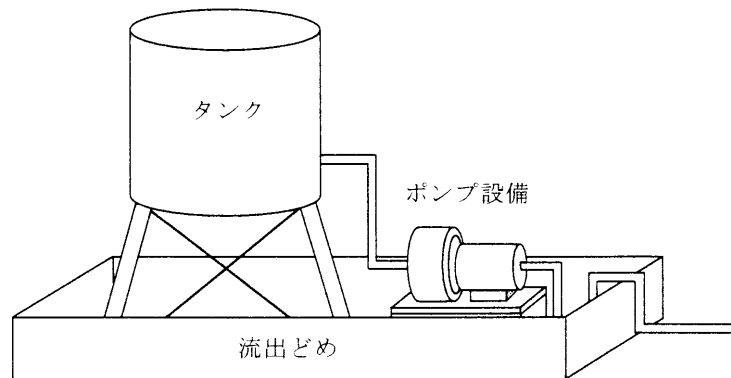
(2) タンク周囲に設ける流出どめは、次による。**ア 屋外タンクの場合**

(ア) 流出どめは、コンクリートのほか鋼板等で造られたもの又は鉄筋コンクリートブロック造とする。

- (イ) 流出どめの容量は、タンクの容量（1の流出どめに2以上のタンクがある場合にあっては、容量が最大となるタンクの容量）の全量を収容できるものとする。
- (ウ) 流出どめ内の地盤面は、コンクリート等のしゃ油性を有する不燃材料で被覆する。
- (エ) 流出どめに水抜口を設ける場合は、弁付水抜口とする。
- (オ) 「防火上有効な塀」又は「開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」で危険物の流出を有効に防止できるものは、当該塀または壁をもって流出どめにかえることができる。
- (カ) 防油堤の高さは、おおよそ0.3m以上とすること。
- (キ) 防油堤は、当該タンクの側板からタンクの高さの5分の1以上の距離を保つこと。
ただし、防油堤内を容易に点検・清掃可能な距離以上とすること。

イ 屋内タンクの場合

- (ア) コンクリート造の流出どめのほか、金属板又は内側を危険物が浸透しない構造としたコンクリートブロックなどが認められる。
- (イ) 流出どめの容量は、当該流出どめ内にあるタンクの全容量を収容できるものとする。なお、タンクをタンク室内に設置する場合で、流出どめとタンク室出入口の敷居等を組み合わせることによりタンクの全容量を収納できる場合についても認められる。
- (ウ) 流出どめ内には、当該流出どめ内に存するタンクに付随する設備（配管を含む。）以外の設備を設置しないこと。
- (エ) ポンプ設備は、原則として流出どめの外に設ける。ただし、流出どめの高さ以上の位置に設ける場合はこの限りでない。



第4-34図 ポンプ設備を流出どめ内に設ける例

(底板の腐食防止措置)

条例第31条の4第2項第11号

1 底板の腐食防止措置

「底板の腐食防止措置」については、第3章第3節第2屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(底板防食)」の例によること。

第8 地下タンク（条例第31条の5）

(地下タンク)

条例第31条の5

1 地下タンク

「地下タンク」については、危政令第13条の規定に適合するもののほか、第3章第3節第4地下タンク貯蔵所に係る技術上の基準の例によること。

2 二重殻タンク

二重殻タンクとは危政令第13条第2項の規定に適合するものをいう。

また、「二重殻タンク」については、第3章第3節第4地下タンク貯蔵所に係る技術上の基準「（二重殻タンクの位置・構造・設備の技術基準）」の例によること。

3 漏れ防止構造タンク

危険物の漏れを防止することができる構造を有するタンク又はFRPタンクとは、危政令第13条第3項の規定にそれぞれ適合するものをいう。

また、「漏れ防止構造タンク」については、第3章第3節第4地下タンク貯蔵所に係る技術上の基準「（漏れ防止構造の地下貯蔵タンクの位置・構造・設備の技術基準）」の例によること。

第9 移動タンク（条例第31条の6）

(注入ホース)

条例第31条の6第1項第1号

1 注入ホース

- (1) 材質は、取り扱う危険物によって浸されるおそれのないものであること。
- (2) 長さは、必要以上に長くないこと。
- (3) 結合金具は、危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれのないねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等であること。
- (4) 結合金具及び注入ホースは、取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有すること。
- (5) 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱い際し、手動開閉装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造であること。ただし、手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものは認められない。
- (6) 危険物を容器に詰め替える場合は、注入ノズルの部分に満量停止制御装置（オートストップ装置）が設けられているとともに、詰め替えのための容器の据付箇所に危険物の漏れ、拡散を防止するための受皿を設ける等の安全対策を講じること。

(タンクによる貯蔵、取扱い)

条例第31条の6第1項第2号

1 タンクによる貯蔵、取扱い

- (1) 移動タンクから容器への詰め替え
 - ア 注油は、注入ホースの先端部に手動開閉鎖装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により行うこと。
 - イ 注油速度は、安全な速度（灯油60ℓ/分、軽油180ℓ/分以下）とする。
- (2) 移動タンクから自動車等への直接給油の禁止

原則として、移動タンクから自動車等の燃料タンクへ直接給油することはできない。

ただし、建設現場等の定められた工事範囲内で限定的に使用され、一般公道を走行できない状態のブルドーザー、クレーン等の土木建設重機等に引火点40℃以上の危険物を給油する場合は、この限りでない。
- (3) その他

移動タンクには、条例第46条第1項に規定する少量危険物貯蔵取扱所の届出書を添えること。

(接地導線)

条例第31条の6第1項第3号

1 接地導線

- (1) 「静電気による災害が発生するおそれのある」とは、特殊引火物、第1石油類、第2石油類及び導電率が 10^{-8} S/m（ジーメンズ/メートル）以下の危険物をいう。
- (2) 接地導線は、次による。
 - ア 接地導線は、良導体の導体を用いビニール等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有すること。
 - イ 接地電極等と緊結することができるクリップ等が取り付けられていること。

(火災予防上安全な場所)

条例第31条の6第2項第1号

1 火災予防上安全な場所

「火災予防上安全な場所」については、第3章第3節第6移動タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(常置場所)」の例によるほか、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所をとすること。

(タンク本体の板厚)

条例第31条の6第2項第2号

1 タンク本体の板厚

「厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とする。ただし、最小板厚は2.8mm以上とする。

材質名	J I S 記号	引張り強さ (N/mm ²)	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス鋼板	SUS 304	520	40	2.37	2.8
	SUS 316	520	40	2.37	2.8
	SUS 304L	480	40	2.43	2.8
	SUS 316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-0	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-0	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐候性圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

(タンクの固定)

条例第31条の6第2項第3号

1 タンクの固定

- (1) 「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。
- (2) タンクをシャーシフレーム等にUボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、Uボルト以外の固定も認められる。

(安全装置)

条例第31条の6第2項第4号

1 安全装置

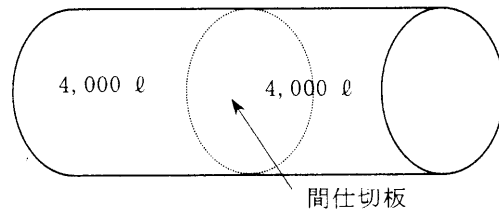
「安全装置」については、第3章第3節第6移動タンク貯蔵所に係る技術上の基準「(安全装置・防波板)」の例によること。

(間仕切り)

条例第31条の6第2項第5号

1 間仕切り

「同等以上の機械的性質を有する材料で設ける」間仕切の板厚は、上記（タンク本体の板厚）1の例によること。（第4-41図参照）。



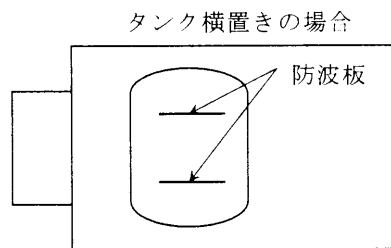
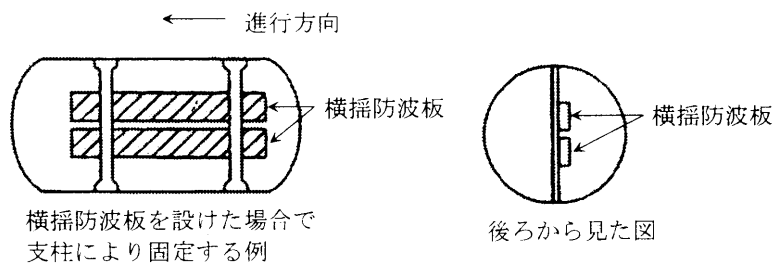
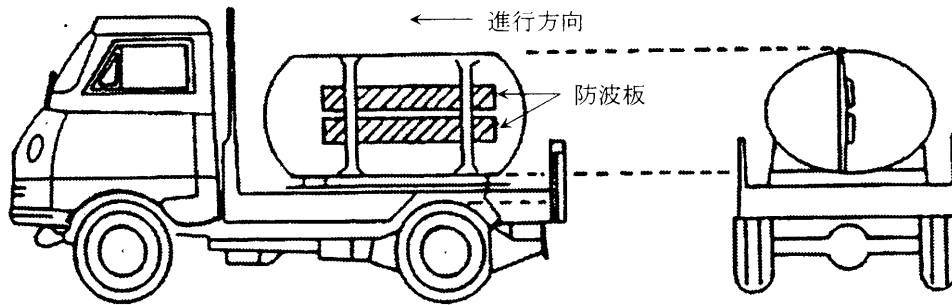
第4-41図

(防波板)

条例第31条の6第2項第6号

1 防波板

(1) 防波板は、タンクの移動方向と平行に設ける（第4-42図参照）。



第4-42図

(2) 容量が2,000ℓ以上のタンク（間仕切板によって間仕切られているタンクはタンク室）に設ける防波板は、危省令第24条の2の9の規定の例により設けること。

(3)「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は、次表の数値以上の厚さを有する金属板とする。

材質名	J I S 記号	引張り強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS 304	520	1.16	1.2
	SUS 316	520	1.16	1.2
	SUS 304L	480	1.20	1.2
	SUS 316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

(マンホール及び注入口のふた)

条例第31条の6第2項第7号

1 マンホール及び注入口のふた

「同等以上の機械的性質を有する材料で設ける」間仕切の板厚は、上記(タンク本体の板厚)1の例によること。

(防護枠)

条例第31条の6第2項第8号

1 防護枠

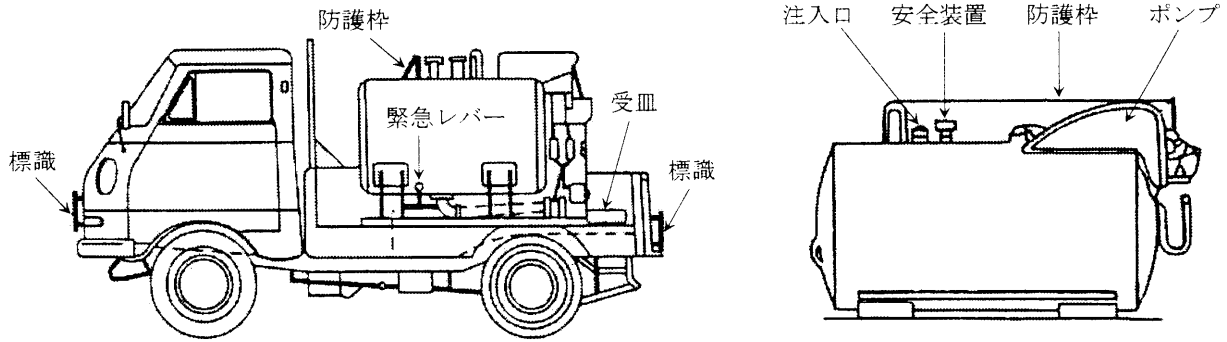
(1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の付属装置の高さ以上とする。

(2) 防護枠は、厚さ2.3mm以上の鋼板とする。

ただし、これ以外の金属板で造る場合は、次表の数値以上の厚さのものとする。

材質名	J I S 記号	引張り強さ (N/mm ²)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	2.30	2.3
ステンレス鋼板	SUS 304	520	1.66	1.7
	SUS 316	520	1.66	1.7
	SUS 304L	480	1.73	1.8
	SUS 316L	480	1.73	1.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	2.47	2.5
	A5083P-H32	315	2.13	2.2
	A5052P-H24	235	2.28	2.3
	A6N01S-T5	245	2.64	2.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	4.10	4.1

(3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とする。(第4-43図参照)。



第4-43図

(非常の場合にただちに閉鎖することができる弁等)

条例第31条の6第2項第9号

1 非常の場合にただちに閉鎖することができる弁等

- (1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」は、必ずしもレバー操作により閉鎖するものに限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならない。
- (2) 「緊急レバー等」の文字を容易に識別できる大きさ及び色で、見易い位置に表示する。

(電気設備)

条例第31条の6第2項第11号

1 電気設備

- (1) 「タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」には、引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの防護枠内若しくは、ポンプ設備が収納されている場所等密閉された部分等が該当する。
- (2) 「可燃性蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

第10 消火設備

(消火設備)

1 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

- (1) 法第17条第1項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設ける。
- (2) 法第17条第1項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵、又は取り扱う危険物に適合する第5種の消火設備を設ける。
- (3) 移動タンク

移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は、消火器の技術上の企画を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を1個以上設ける。なお、自動車用の消火器とは、一般に消火器の試験内容に加えて同省令第30条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものである。

【参考】消火器の技術上の規格を定める省令

(自動車用消火器)

第8条 自動車に設置する消火器（以下「自動車用消火器」という。）は、強化液消火器（霧状の強化液を放射するものに限る。）、機械泡消火器（化学泡消火器以外の泡消火器をいう。以下同じ。）、ハロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器でなければならない。

第11 少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の維持管理

(少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の維持管理)

条例第31条の8

1 維持管理

「適正に維持管理」とは、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等は、技術上の基準に適合するよう適時適正に維持管理されなければならないことを確認的に規定したものであり、消防法で規定されている点検記録の保存等、許可施設と同等の措置をする必要はない。

2 維持管理義務者

維持管理義務者は、少量危険物貯蔵取扱所の所有者、管理者又は占有者とする。

第12 特殊な位置及び対象の少量危険物貯蔵取扱所

(特殊な少量危険物貯蔵取扱所)

1 屋上に設ける少量危険物貯蔵取扱所

屋上に設ける少量危険物貯蔵取扱所は、屋内の例による。また、原則として、発電設備、ボイラー等危険物を消費する設備及びその附随するタンクを設ける場合に限るものとし、次による。

(1) 貯蔵し、又は取り扱う危険物

引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。

(2) 発電設備等

ア 危険物を取り扱う設備（タンク及び配管を除く。）は、キュービクル方式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下「キュービクル式設備」という。）のものとし、周囲には油流出止めを設ける。ただし、キュービクル式設備の鋼板等で外部に危険物が漏れない構造のものは、キュービクル式設備の外箱を代替えとすることができる。

イ キュービクル式設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

ウ キュービクル式設備は、避難上支障のない位置に設ける。

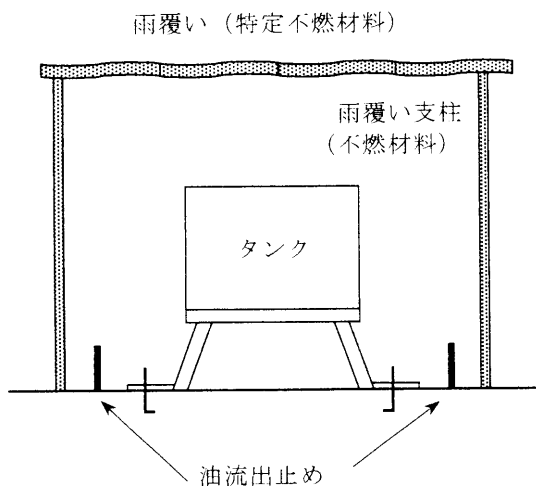
エ キュービクル式設備の周囲には、フェンスを設ける等、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講じるよう指導する。ただし、屋上へのみだりな出入りができない措置が講じられている場合はこの限りでない。

(3) タンク

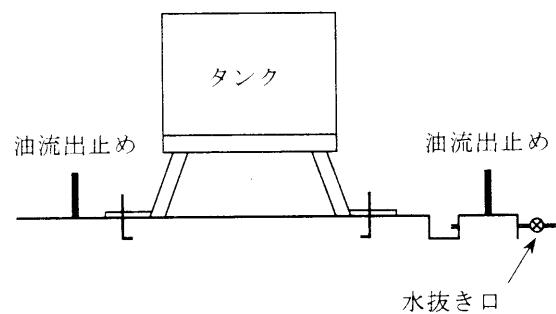
ア 屋外にあるタンクについては、次による。

(ア) 条例第31条の4第2項による。なお、空地は陸屋根上に保有する。

(イ) 雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周囲には点検できる十分な空間を確保する。(第6-1図、6-2図参照)。



第6-1図 雨覆いを設けた例



第6-2図 雨覆いを設けない例

イ 屋内にあるタンクについては、次による。

(ア) タンクと壁又は工作物等との間に、〇・五メートル以上の間隔を保つこと。

ただし、点検等に支障がない場合にあっては、この限りでない

- (イ) 液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの周囲には、危険物が漏れた場合に、その流出を防止するための有効な措置を講ずること。ただし、タンクをタンク室に設ける場合で、当該タンクから漏れた危険物が当該タンク室以外の部分に流出しないよう有効な措置を講じた場合にあっては、この限りでない。
- (ウ) タンク(圧力タンクを除く。)に設ける通気管の先端は屋外の高所で、かつ、火災予防上安全な位置とすること。ただし、引火点が百度以上の第四類の危険物を百度未満で貯蔵し、又は取り扱うタンクに設ける通気管にあっては先端を当該タンク上部に設けることができる。

(4) 配管

配管は、条例第31条の2第2項第9号の規定によるほか、次による。

- ア 配管には、地震、建築物等の構造に応じて損傷しないよう緩衝装置を設ける。
- イ 配管は、送油圧力、地震等に対し十分な強度を有するものとする。なお、切損等により漏えいした場合、すみやかに漏油を検出し、送油を停止できる措置を講じること。
- ウ 31mを超える部分に縦配管を敷設する場合は、次の方法等により、最下部にかかる圧力に対して安全な措置を講じる。
 - (ア) 圧力配管を使用する方法
 - (イ) 通常時、配管内を空にしておく方法
 - (ウ) 配管途中に弁等を設置する方法
 - (エ) その他上記と同等の性能を有する方法
- エ 配管の接合は原則として溶接継手とし、電気、ガス配管とは十分な距離を保つこと。なお、配管をパイプスペースに設置する場合は、電気配管と同一のパイプスペースに設置しないこと

(5) 消火設備

高さ 31mを超える部分に設置する場合は、法第17条に規定する消防用設備等のほか、危政令別表第5に掲げるもののうち、第四類の危険物に適応する第3種又は第4種の消火設備を設置すること。

(6) その他

- ア 発電装置等は、風圧、地震等に対し十分な強度を有すること。
- イ 発電設備等に異常等が発生した場合には、常時、人のいる場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導する。
- ウ 流出油の拡散を防止するため、油吸着材等を備えるよう指導する。

2 高層建築物の高層階(31mを超える階)に設ける少量危険物貯蔵取扱所

(1) 配管

前1(4)による。

(2) 消火設備

法第17条に規定する消防用設備等のほか、危政令別表第5に掲げるもののうち、貯蔵又は取り扱う危険物に適応する第3種又は第4種の消火設備を設置すること。

3 ドライクリーニング店舗に設置する少量危険物貯蔵取扱所

ドライクリーニングで使用する危険物の引火点が40℃以上の場合で、かつ、法第17条に規定する消防用設備等のほかに消火器2本以上（そのうちの1本については、A、B及びC火災に適用するものとする。）設けた場合は、次によることができる。

(1) 屋外の収納庫における危険物の貯蔵、取扱い

危険物を不燃性容器（以下「容器」という。）に収納密栓して収納庫で貯蔵する場合の当該収納庫は次による。

ア 収納庫の大きさは、小分けする場合にあっては小分けをするのに必要な面積を加えた大きさ以上とする。

イ 収納庫は、扉を含め鉄板等の不燃材料で造る。

ウ 収納庫には、適宜の大きさの換気口を設ける。

エ 収納庫には、容器から漏れた危険物が当該収納庫外へ流出しないように、出入口の敷居を高くする等の流出防止措置（危険物を貯蔵する容器のうち最も大きいものの全量以上を収納できること。）を講じる。

(2) 屋内の貯蔵庫における危険物の貯蔵、取扱い

前（1）に掲げる収納庫（換気口に係る規定を除く。）を設け、当該収納庫で容器に収納密栓された危険物を収納する場合は、条例第31条の3の2の規定を適用しないことができる。

(3) 店舗内におけるパッケージ型洗濯機による危険物の取扱い

ア 店舗部分にファン等による有効な換気設備を設けるほか、次の（ア）又は（イ）のいずれかによる場合は、条例第31条の3の2の規定を適用しないことができる。

（ア）洗濯機の周囲を区画した場合

a 区画は不燃材料で造り、出入口に防火設備を設ける。

b 区画内の床は不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、危険物が浸透しない構造とする。

c 洗濯機から漏れた危険物が当該区域外へ流出しないよう、出入口の敷居を高くする等の流出防止措置（洗濯機で取り扱う危険物の全量を収納できること。）を講じる。

（イ）洗濯機の周囲に、流出止めを設けた場合

a 洗濯機の周囲に、当該洗濯機で取り扱う危険物の全量を収納することができる流出止めを設ける。

この場合において、当該流出止め内の床は不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、危険物が浸透しない構造とすること。

b 前aの流出止めから水平距離2m以内の壁、柱、床、天井及び作業台等の工作物は不燃材料で造り、又は覆うこと。

4 油圧装置等の少量危険物貯蔵取扱所

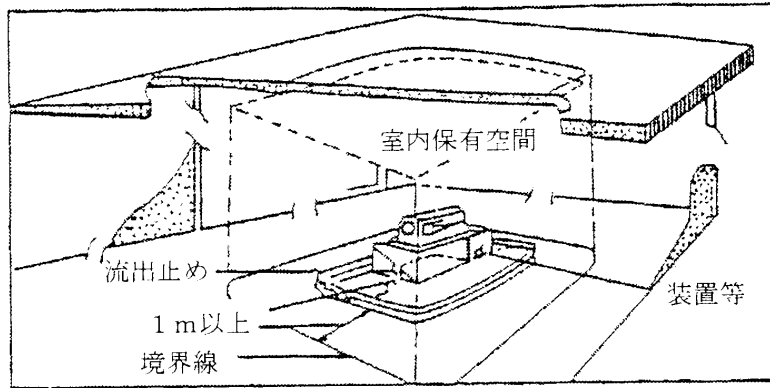
(1) 油圧装置、潤滑油循環装置、切削油循環装置その他これらに準ずる装置（以下「油圧装置等」という。）を用いる少量危険物貯蔵取扱所は、次アからカに適合する場合は条例第31条の3の2の規定を適用しないことができる。

ア 取り扱う危険物の引火点が100℃以上の第四類の危険物であり、かつ、危険物を100℃未満で取り扱う設備であること。

イ 油圧装置等から1m以上離れた周囲に当該装置等で取り扱う危険物の全量を収納することが

できる流出止めが設けられていること。この場合においては、当該流出止め内の床は不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、危険物が浸透しない構造であること。

ウ 前イの流出どめから水平距離1m以内（以下「室内保有空間」という。）の壁、柱、床、天井（又は屋根裏面）は不燃材料で造り、又は覆われていること（第6-3図参照）。



第6-3図

エ 室内保有空間とその他の部分との境界となる床面は、容易に消えない白線又は黄色の塗料等で幅10cmの境界線が明瞭に表示されていること。

オ 室内保有空間内にある壁体の開口部には、防火設備が設けられていること。

カ 消火設備として、当該施設場所に2本以上の消火器（2本のうち1本はA、B及びC火災に適用するものとする。）が設けられていること。

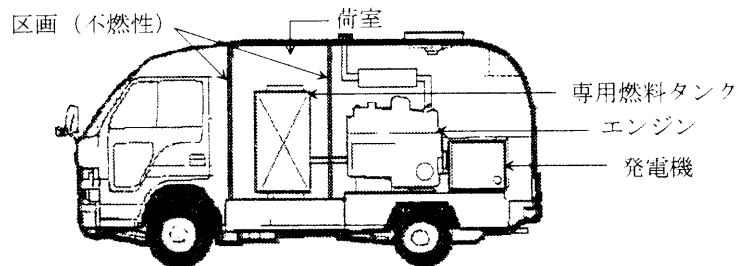
5 特殊な使用形態の少量危険物積載車両（以下「特殊少危車両」という。）

特殊な少危車両とは、車両の荷台又は荷室に危険物を貯蔵又は取り扱うタンクや設備を積載した車両で、使用形態に応じた安全対策が講じられたものという。

(1) 特殊少危車両の例

ア 発電設備等積載車両（以下「発電車」という。）

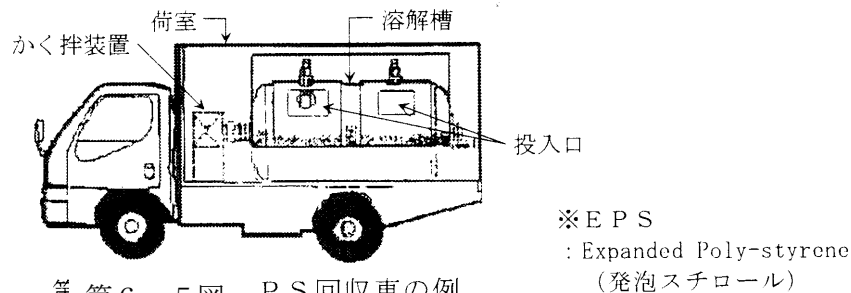
車両に内燃機関の発電設備、当該発電設備の専用燃料タンクを積載し、電源供給等を行う発電設備積載車及び照明電源車等をいう。（第6-4図参照）



第6-1図 発電車等の例

イ 発砲スチロール減容回収車（以下「EPS回収車」という。）

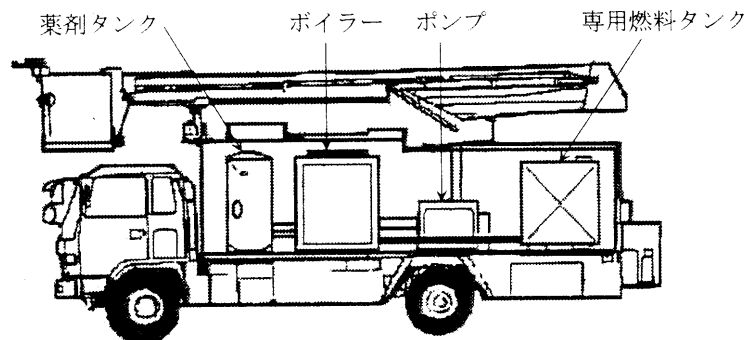
EPSのリサイクルを行うため、車両に溶解槽を積載し、危険物を溶媒としてEPSを溶解減容して回収する車両をいう（第6-5図参照）。



第6-5図 EPS回収車の例

ウ 航空機用融雪車

ボイラーやポンプ設備（以下「ボイラー設備等」という。）及び当該ボイラー設備等の専用燃料タンクを積載し、空港の駐車場において着雪した航空機に融雪剤を放射し除雪する車両をいう（第6-6図参照）。



第6-6図 航空機用融雪車の例

(2) 特殊少危車両の基準

ア 貯蔵し、又は取り扱う危険物

引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。

イ 取扱量

車両に積載した専用燃料タンク又は取扱いタンク等の容量とする。

ウ 常置場所

特殊少危車両は、火災予防上安全な場所に常置する。

エ 取扱い場所

設備の取扱いにあつては、車両の周囲に使用上安全な空地を確保する。ただし、当該設備を鋼板やアルミニウム等板等で区画された荷室（以下「不燃荷室」という。）に設置されている場合は、この限りでない。

オ 構造・設備等

(ア) タンク

- a 専用燃料タンク、取扱いタンク及び溶解槽（以下「燃料タンク等」という。）は、条例第31条の4第2項第3号及び条例第31条の6第2項第2号、同条第2項第4号から第6号の規定に適合すること。ただし、当該タンクを荷室内に設置した場合は、タンクの板厚を条例第31条の4第2項第1号によることができる。
- b 燃焼タンク等は、Uボルト等で車両シャーシフレーム又はこれに相当する部分に堅固に固定する。
- c 燃料タンク等を荷室内に設置する場合は、他と防火上有効に区画するとともに危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気を確保する。
- d 燃料タンク等の周囲には、漏えいした危険物の流出を一時的に防止するための堰を設ける。
- e 燃料タンク等の注入口付近には、危険物の量を覚知できる装置（ガラス管等の破損しやすいものを除く。）を設けるとともに、注入口には弁又は蓋を設ける。
- f 燃料タンク等に設置する安全装置等は、車両の転倒時により損傷を受けない位置に設置する。
- g 燃料タンク等には、危険物を排出することのできる配管及び弁を設ける。

(イ) 配管

配管は、条例第31条の2第2項第9号（同号ホ、へを除く。）に準じる。

(ウ) 取扱い設備

- a 取扱い設備（以下「設備」という。）は、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に堅固に固定する。
- b 設備を荷室内に設置する場合は、取扱いに必要な採光、照明及び換気を確保する。
- c 設備の周囲には、漏えいした危険物の流出を防止するための堰を設ける。
- d 燃料タンク等と設備の間に、条例第3条第1項第17号ハに準じた距離を確保する。

(エ) 標識

条例第31条の2第2項第1号の規定に基づく標識、掲示板を設ける。

(オ) 消火設備

第5種の自動車用消火器を2本（そのうち1本は取り扱う危険物に適合するもの）を設置する。

(カ) その他

火災予防規則第18条第1項に規定する少量危険物貯蔵取扱所の設置届出書を車両に備えること。

カ 形態別の付加基準

(ア) 発電車

発電設備は、社団法人日本内燃力発電設備協会の認定品若しくはそれに準じたものとする。

(イ) E P S回収車

- a 常置する場合は、溶解槽を空の状態とする。
- b E P Sを溶解槽へ投入する作業は、投入口付近に作業上安全な空地を確保する。
- c 溶解槽に危険物を注入する時は、投入口に注入ホースを緊結するか、又は注入ホース先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズルにより注入する。
- d E P Sの溶媒として使用する危険物は、E P Sを溶解した時に異常な発熱や可燃性ガス

の発生等がないものであること。

(ウ) 航空機用融雪車

- a 車両等の排気筒には、火の粉等の発生を防止する措置を講じる。
- b ポンプ設備には、過熱、過負荷等に対する安全装置を設ける。
- c ボイラー設備には、未燃ガスの滞留、過熱、過圧等に対する安全装置を設ける。
- d 融雪剤は、加熱による危険性がないものであること。
- e 航空機への給油中は、融雪作業を行わないこと。

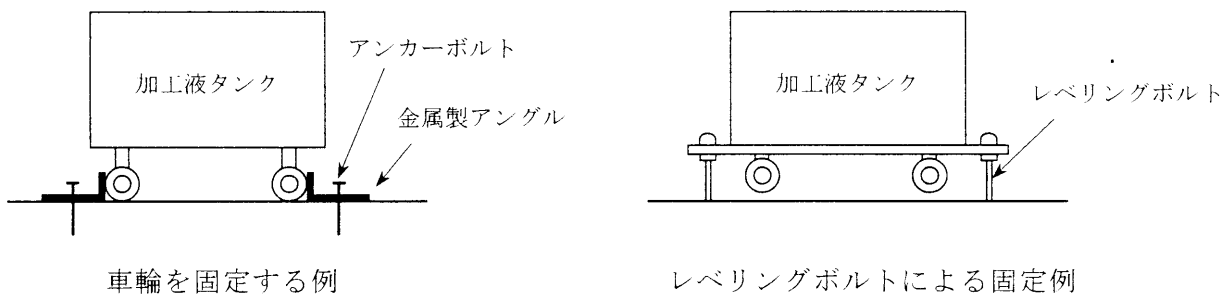
6 指定数量未満の危険物を取り扱う放電加工機の位置、構造及び管理の基準

指定数量未満の危険物を取り扱う放電加工機の位置、構造及び管理の基準については 条例第10条の2及び第31条の2によるほか、次による。なお、危険物保安技術協会が「放電加工機の火災の予防に関する基準」(資料10)により安全を確認し、放電加工機型式試験確認済証を貼付しているものは、放電加工機の構造基準に適合しているものとして取り扱って支障ない。

(1) 放電加工機の構造の基準は条例第10条の2第1号から第4号までによるほか、次による。

- ア 条例第10条の2第1項第1号の「加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置」とは、設定温度(60℃以下)を超えた場合に、液温検出装置と連動して自動的に加工を停止する装置をいう。
- イ 条例第10条の2第1項第2号の「加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置」とは、加工液が工作物上面から50mmより低下した場合に、液面検出装置と連動して自動的に加工を停止する装置をいう。
- ウ 条例第10条の2第1項第4号の「加工液に着火した場合に自動的に消火できる装置」とは、加工中における火災を熱感知器等により感知し、消火剤を放出する固定式の消火装置をいい、「消防防災用設備等の性能評定について」(昭和57年11月30日消防予第243号消防庁予防救急課長通知)に基づき性能評定された自動消火装置も含まれる。

(2) 放電加工機本体は相当な重量を有しており、容易に転倒しない構造として取り扱ってさしつかえないが、加工液タンク等で車輪を有するものについては、当該車輪を固定する等の必要な措置を講じる。なお、具体的な例としては次のとおりである。(第7-1図参照)。



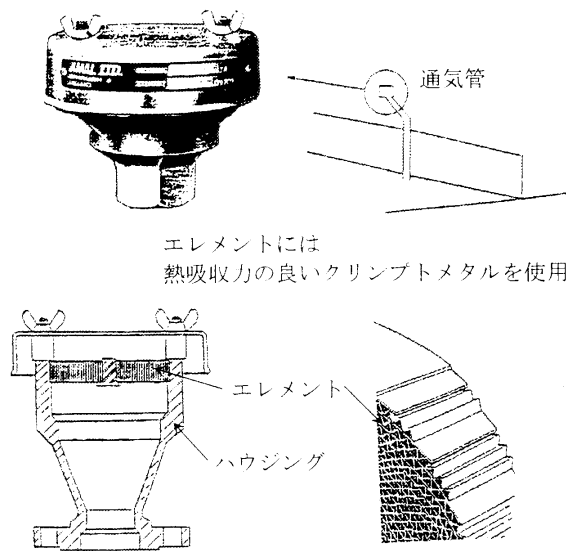
第7-1図

(3) 指定数量の倍数5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う放電加工機の本体と加工液タンクを接続する配管は、金属製とする。

- (4) 指定数量の倍数5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う放電加工機にあっては、窓等の開口部により有効に換気できる場合は、条例第10条の2第3項の規定で準用する条例第10条第3号の「換気装置」を有しているものとして扱って支障ない。
- (5) 管理に関する基準は次による。
- ア 条例第10条の2第2項第3号の「工具電極を確実な取付け」については、使用前に取り付け状況の確認を行うことで足りるものである。
- イ 条例第10条の2第2項第4号の「必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持する」とは、自動加工停止装置、自動消火装置等が正常に作動するか定期的に点検を行い、不良箇所が発生した場合は、整備を行った後に点検を行い、正常に作動するよう管理することをいう。
- (6) 危険物の数量の算定については、タンク容量（加工液タンクの内容量の90%）とする。

7 メタノール燃料自動車の燃料供給施設における少量危険物貯蔵取扱所

- (1) 燃料供給施設は、条例第30条、第31条の2第1項第3号から第7号まで及び第16号、第31条の2第2項第1号、第2号及び第7号及び第9号までによるほか、次による。
- ア 自動車の出入りする側を除き、高さ2m以上の防火壁を設ける。
- イ メタノール等を貯蔵し、又は取り扱う機器の周囲には、排水溝及び貯蔵取扱数量以上の収容槽（ためます等）を設ける。なお、収容槽は鋼製、FRP製又は水密性のコンクリート製がある。
- ウ 収容槽に溜まったメタノール等は、随時くみ上げる。
- エ 給油を受ける車両を収容できる取扱所面積を確保する。
- オ 計量機は、アイランド上に設ける。
- カ 計量機等に使用するホース、パッキン等は、メタノール等に浸されないものとする。
- キ 消火器に泡消火薬剤を用いるものは、耐アルコール泡消火剤とする。
- (2) 燃料供給施設に付属するタンク（地下タンク、簡易タンク）は次による。
- 条例第31条の4第2項第1号から第4号及び第11号、第31条の5第2項第1号から第4号及び第6号、第7号によるほか次による。
- ア 地下タンクは、タンク室又は二重殻タンク構造とする。
- イ 漏えい検知管からメタノール等の漏れを検知することができる装置（ベーパーセンサー、メタノール水溶液を検知する検知器等）を設置する。
- ウ 地下タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設け、計量口は設けない。
- エ 地下タンク及び簡易タンクの注入口には、弁を設ける。なお、この弁は、車両に固定されたタンクの注入ホース又は容器から注入するためのホースが緊結されているとき以外は閉鎖しておくこと。
- オ 通気管に設ける引火防止措置は、クリンプトメタル方式とする（第8-1図参照）
- カ 簡易タンクに設ける通気管の高さは、1.5m以上とする。



第8-1図 クリプトメタル方式の引火防止装置の構造例